

＜一般職非常勤職員＞

職種	職務内容	勤務時間	募集人数	賃金(時給)	担当課(申・問)
学校用務員	校内外の巡視・清掃、給食配膳、湯茶接待、文書送達等	午前7時45分～午後4時40分 (うち7時間30分勤務) ※学校により変更あり	3名	780円	学務課 (内線374)
学校給食調理員	学校給食調理業務 ※学校休業中は勤務なし	午前8時～午後4時45分 (うち7時間30分勤務) ※学校により変更あり	2名	920円	
幼稚園教諭	幼稚園における保育業務(学級担任)	午前8時～午後5時 (うち7時間30分勤務)	7名	1,000円	笠間幼稚園 (0296-72-0216) 稲田幼稚園 (0296-74-2958) 学務課 (内線 372)
幼稚園教諭	幼稚園における保育業務(学級担任補助)	午前8時30分～午後3時 (5時間30分勤務)	2名	970円	
幼稚園教諭	幼稚園における保育業務(特別支援教育支援員)	午前8時30分～午後2時30分 (5時間勤務)	1名	970円	
幼稚園教諭	幼稚園における保育業務(預かり保育担当)	午後2時15分～午後5時15分 (3時間勤務) ※時季により変更あり	2名	970円	
図書館事務	図書館サービス業務	①午前8時30分～午後5時 ②午前10時45分～午後7時15分 ① ②のいずれか (7時間30分勤務)	2名	司書資格有950円 無800円	笠間図書館 (0296-72-5046)

＜共通事項＞

勤務日数 週5日以内(職種により勤務日数、勤務日が異なります)

任用期間 1年以内

通勤費用 一定の基準(2km以上)を満たした場合に、距離に応じて支給します。

福利厚生 任用期間、月勤務日数に応じて年次有給休暇の付与、特別休暇、社会保険・雇用保険の加入制度があります。

募集全般についての問合せ 秘書課 人事給与グループ(内線 552)

⑩岩間図書館 ボランティアグループのメンバーを募集します

岩間図書館で活動しているボランティアグループの、新メンバーを募集します。ボランティア活動に興味・関心がある方をお待ちしています。

※後日、職員による研修会を予定しています。詳しくは、岩間図書館までお問い合わせください。

めだかクラブ	ラッコの会
主な活動内容 1) 「おはなしのとびらと紙芝居」 絵本や紙芝居の読み聞かせ 活動日 毎月 第2土曜日 午後2時～ 2) 「おはなし会」 活動日 毎月 第4土曜日 午前11時～ ※市内施設等で実施しています。	主な活動内容 ・「ブックスタート事業」のサポート。 ・保健センター「3～4か月児相談」の会場に向き、絵本などが入ったパックを手渡しする。赤ちゃんと保護者とが、絵本を介してふれあう楽しさを伝え、絵本の読み聞かせを行う。

申・問 岩間図書館 Tel 0299-45-2082

⑥平成25年12月から道路交通法の一部が改正になりました

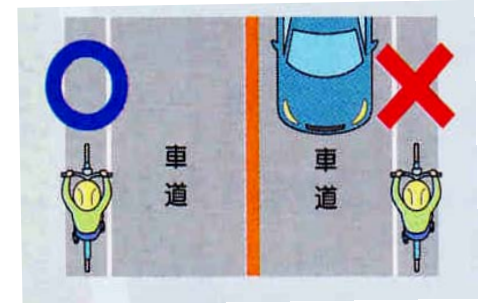
ルールを守って「交通事故ゼロ」をめざしましょう。

○悪質・危険運転者について＜無免許運転等を厳罰化＞

対象	罰則
・無免許運転 ・無免許運転を下命、容認 ・免許証の不正取得	3年以下の懲役または50万円以下の罰金 (改正前は1年以下の懲役または30万円以下の罰金)
自動車等の提供行為	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
同乗行為	2年以下の懲役または30万円以下の罰金

○自転車利用者について

対象	罰則
＜ブレーキ不備の自転車に対する指導・取締りを強化＞ 警察官による検査・応急措置命令等を拒否、命令違反を行った場合	5万円以下の罰金
＜自転車の路側帯通行のルールを変更＞ 通行できない路側帯を通行した場合	3月以下の懲役または5万円以下の罰金



路側帯通行：道路の左側部分に設けられた路側帯に限定されました。

※自転車等軽車両が通行できる路側帯は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限ります。

この場合、歩行者の通行を妨げないように進行しなければなりません。

問 笠間警察署 Tel 0296-73-0110

⑦空き家実態調査を実施します

笠間市では、市内の空き家を有効活用し、移住・定住の促進や地域の活性化などを図るため、空き家バンク制度を進めています。

近年、空き家に関する相談が多数寄せられています。空き家を活用した定住促進や今後の取組みを進める際の検討材料とするため、市内にある空き家の実態調査を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査対象 市内全域の空き家と想定される戸建住宅など

※県営住宅、市営住宅、民間賃貸物件などは含みません。

調査時期 平成26年2月～8月末まで(予定)

調査方法

- ・空き家と思われる建物について、市が委託している業者の調査員が建物の状況や構造などを外観調査により把握し、写真撮影等を行います。
- ・空き家の近隣にお住まいの皆様には、調査員が空き家と思われる建物についてお尋ねすることがあります。差しさわりのない範囲内で情報提供にご協力くださいますようお願いいたします。
- ・現地調査の結果、空き家と推測される建物については、市から所有者の方に空き家の現在の利用状況や、今後の利用予定等についてアンケート調査票をお送りしますので、ご回答をお願いします。

その他

- ・調査員は市が発行した身分証明書を携帯しています。
- ・本調査において、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしたり、不当な目的に利用したりすることはありません。

問 まちづくり推進課(内線 537)